

## 千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びドメスティック・バイオレンスの被害者への支援等（以下「困難な問題を抱える女性支援等」という。）を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第15条に基づく「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2の規定に基づく「協議会」として、「千葉県困難な問題を抱える女性支援調整会議」（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

なお、支援調整会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (構成)

第2条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

- 2 支援調整会議に会長を置き、健康福祉部児童家庭課長をもって充てる。
- 3 支援調整会議の事務局は、健康福祉部児童家庭課に置く。

### (代表者会議)

第3条 代表者会議は、会長が招集し、別表1に掲げる機関・団体等から選出された代表者のほか、会長が必要と認める者をもって構成する。

- 2 代表者会議に関する事務は、健康福祉部児童家庭課が行う。
- 3 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、必要な関係機関の連携体制の構築に関すること。
  - (2) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、必要な情報の交換及び支援内容の協議に関すること。
  - (3) 「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（以下「計画」という。）の進捗状況の評価及び計画の内容の見直し等に関すること。
  - (4) その他、困難な問題を抱える女性支援等のために必要な事項の検討に関すること。
- 4 代表者会議の開催及び会議の資料は原則公開とするが、必要に応じて非公開とする。

### (実務者会議)

第4条 実務者会議は、女性サポートセンター所長が招集し、別表2に掲げる機関・団体等から選出された実務を担当する者をもって構成する。

- 2 実務者会議に関する事務は、女性サポートセンターが行う。

- 3 実務者会議は、実務者レベルでの情報共有、支援事例の共有、実務に即した専門知識の研修等を行う。
- 4 実務者会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(個別ケース検討会議)

- 第5条 個別ケース検討会議は、女性サポートセンター所長及び市町村担当課が招集し、代表者会議及び実務者会議を構成する機関のほか、個別ケースの検討に必要な関係者をもって構成する。
- 2 個別ケース検討会議に関する事務は、女性サポートセンターが行う。
  - 3 個別ケース検討会議は、ケースごとの支援状況の共有、機関間の連絡調整、支援方針の検討等を行う。
  - 4 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(秘密保持義務)

- 第6条 会議の構成員は、困難女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定に基づき、会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項の規定に違反した者は、困難女性支援法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用される。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月11日から実施する。

別表 1 (第 3 条関係) 代表者会議

| 区分    | 機関・団体名                      |
|-------|-----------------------------|
| 国・県機関 | 千葉県地方裁判所                    |
|       | 千葉県総合企画部多様性社会推進課            |
|       | 千葉県健康福祉部児童家庭課               |
|       | 千葉県環境生活部くらし安全推進課            |
|       | 千葉県商工労働部雇用労働課               |
|       | 千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課          |
|       | 千葉県男女共同参画センター               |
|       | 千葉県中央児童相談所                  |
|       | 千葉県女性サポートセンター               |
|       | 千葉県精神保健福祉センター               |
|       | 千葉県警察本部人身安全対策課              |
|       | 千葉県警察本部風俗保安課                |
| 市町村   | 会長が指定する市町村 女性支援・DV対策担当課     |
| 関係団体  | 千葉県弁護士会                     |
|       | 日本司法支援センター千葉地方事務所           |
|       | 千葉県母子・父子自立支援員及び女性相談支援員連絡協議会 |
|       | 千葉県母子生活支援施設部会               |
|       | 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会        |
|       | 千葉県性暴力被害支援センターちさと           |
|       | 女性自立支援施設望みの門学園              |
|       | 会長が指定する女性支援・DV被害者等支援団体      |

別表2（第4条関係）実務者会議

| 機関・団体名          |
|-----------------|
| 千葉県健康福祉部児童家庭課   |
| 千葉県女性サポートセンター   |
| 県健康福祉センター       |
| 県児童相談所          |
| 市児童相談所          |
| 市町村女性支援・DV担当課   |
| 市町村こども担当課       |
| 千葉県警察本部人身安全対策課  |
| 警察署             |
| 千葉地方裁判所         |
| 千葉家庭裁判所         |
| 千葉県弁護士会         |
| 千葉地方法務局         |
| 女性自立支援施設        |
| 母子生活支援施設        |
| 中核地域生活支援センター    |
| 千葉犯罪被害者支援センター   |
| 女性支援・DV被害者等支援団体 |